

令和3年1月から被保険者証の番号を個人単位に変えます
お手元にある証は2月に交換します

令和3年3月から、医療機関を受診する際にオンラインで健康保険の資格情報を確認する「オンライン資格確認」が導入されます(*)。これに伴い、個人を識別できるよう現在の世帯別の被保険者記号・番号の後に「2桁の枝番」が付番されます。最新の資格情報を確認できるため、資格喪失後の被保険者証で誤って受診してしまうという事態が防げます。(別添を参照してください。)(*)対応していない医療機関もあります。

1 被保険者証の交換について

当健康保険組合では、令和3年1月4日からこの2桁の枝番を記載した被保険者証等(新証)を発行します。現在お持ちの証(旧証)は、2月下旬に以下の通り交換を予定しております。

それまでの間は、現在発行済みの被保険者証や各証明書、書類及び用紙を引き続き使用してください。交換の詳細については、令和3年2月中旬に別途お知らせします。

(1) 交換の対象

「被保険者証」、「高齢受給者証」、「特定疾病療養受療証」

※「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「一部負担金等免除証明書」は、引き続きお手元にある証を有効期限まで使用してください。

(2) 交換の方法

「被保険者証」及び「高齢受給者証」の交換は、拠点経由で行います。具体的な方法は、令和3年2月頃に別途発出される事業主の事務連絡に従ってください。

「特定疾病療養受療証」は、被保険者の自宅へ新証を送付しますので、旧証を直接、健康保険組合へ返送してください。

(3) 一部漢字表記の変更

オンライン資格確認のシステムと連携するために、従来の JIS 規格文字が JIS2004 字体に変更されました。氏名及び住所等、従来と異なる表記の漢字がありますのでご了承ください。(例: 辻、逗、逢、葛、樽、芦、粉 など)

(4) 各種申請書(様式)

各種申請書(様式)は、令和3年3月上旬から順次変更します。それまでの間、引き続き現在のものを使用してください。(枝番の記載は不要です。)

2 マイナンバーの届出について

オンライン資格確認では、マイナンバーと資格情報が常に正しく紐づけられている必要があります。

マイナンバーカードの紛失、漏洩等により変更された場合は、すみやかに事業主を経由して(任意継続被保険者は直接健康保険組合へ)マイナンバーを届出してください。

なお、届出いただけない場合や、届出されたマイナンバーに不備がありシステムに登録できない場合は、やむを得ず法律に基づき当健康保険組合にて住基ネットから個人番号を取得することがありますのでご承知おき願います。

(参考)関係条文

- ・オンライン資格確認、被保険者番号の個人単位化について
「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険等の一部を改正する法律」
(令和元年法律第9号)
- ・被保険者証等の様式変更(枝番記載)と施行日について
「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」(令和元年厚生労働省令第65号)
「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」(令和2年政令第155号)
- ・個人番号の取得について
「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」
(平成25年法律第27号)

お問い合わせ先
日本年金機構健康保険組合 業務課
電話:03-5336-0313